

令和元年 第8回 多治見市教育委員会会議録

(要点筆記)

開催日時 令和元年 7 月 23 日 (火) 午後 2 時 00 分 開議

開催場所 多治見市役所駅北庁舎 4 階 第 2 会議室

出席委員
教育長 渡辺哲郎
教育長職務代理者 木下貴子
委 員 中澤香代
委 員 前田市朗
委 員 大嶽和好

欠席委員 なし

教育委員会事務局・その他の機関の長等出欠表
あらかじめ出席要請した管理職員

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	副教育長	鈴木稔朗	
出	教育次長	田中慎一郎	
出	教育総務課長兼文化財保護センター所長	佐藤秀樹	
出	教育推進課主幹	東山学史	
出	教育研究所長	熊崎健一	

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	昭和小学校近接校対応調理場長兼大畑調理場長兼共栄調理場長兼養正小学校近接校対応調理場長	松田直美	別会議のため
出	放課後児童健全育成事業調整担当課長	伊藤香代	別会議のため
出	教育指導主事	土屋美之	

上表欠席職員の代理出席者：なし
説明のため出席した者：教育総務課課長代理 山本元太郎
会議の傍聴人：なし
会議を早退した者：なし
会議の公開、非公開：一部非公開

開 会

午後 2 時00分 教育長が本日の委員会会議の開会を宣言

議 事

- 教育長 日程第 1、本会議の公開又は非公開の決定について、事務局に説明を求め
る。
- 事務局 本日の会議については、「議第30号 令和 2 年度使用小・中学校用教科用図書
の採択について」及び「議第32号 多治見市教育委員会表彰規則に基づく被
表彰者の決定について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14
条第 7 項“人事・その他の事件”に該当するため、同項及び多治見市教育委
員会会議規則第10条の規定により、非公開と決定することについて、審議願
う。
- 教育長 事務局の説明のとおりは、「議第30号 令和 2 年度使用小・中学校用教科用図
書の採択について」及び「議第32号 多治見市教育委員会表彰規則に基づく
被表彰者の決定について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第
14条第 7 項“人事・その他の事件”に該当するため、同項及び多治見市教育
委員会会議規則第10条の規定により、非公開と決定することについて、異議
はないか。
- 各委員 異議なし。
- 教育長 異議がないので、「議第30号 令和 2 年度使用小・中学校用教科用図書の採
択について」及び「議第32号 多治見市教育委員会表彰規則に基づく被表彰
者の決定について」は非公開と決定する。

議第30号 非公開

議第31号 公開

- 教育長 次に、日程第 3、議第31号 多治見市大学奨学資金給付規則の一部を改正す
るについて、事務局に説明を求める。
- 佐藤教育総務課課 長 (多治見市大学奨学資金給付規則の一部を改正するについて、資料により説
明)
- 教育長 何か質問はあるか。
- 中澤委員 今回、給付決定時期を早めるための改正をするということで、大学に合格で
きなかった場合は決定取消しになるということだが、再挑戦はできるのか。
- 山本教育総務課課 長代理 今後は入学が確定する前、受験期より前に決定を行うことになるため、万
一大学に合格できなかった場合は、先月の協議会での委員各位のご意見のと
おり、決定は取り消すことになる。
ただ、もともと高校等を卒業後 2 年以内の方はこの奨学資金を申請するこ
とができるので、高校在学中に給付の決定を受け、大学に合格できなかったた
めにその決定が取り消された方でも、卒業後 2 年以内であれば再度申請して
いただくことができる。
- 教育長 他に質問はないか。
- 各委員 なし。
- 教育長 他に質問もないので、「異議なし」として、原案どおり可決してよいか。

各委員 よい。

教育長 では、議第31号 多治見市大学奨学資金給付規則の一部を改正するについて、原案どおり可決することとする。

議第32号 非公開

報第12号 公開

教育長 次に、日程第5、報第12号 多治見市立学校の学校医の補欠の報告について、事務局に説明を求める。

田中教育次長 （多治見市立学校の学校医の補欠の報告について、資料により説明）

教育長 何か質問はあるか。

各委員 なし。

教育長 特に質問もないので、「異議なし」として、原案どおり承認してよいか。

各委員 よい。

教育長 では、報第12号 多治見市立学校の学校医の補欠の報告についてについては、原案のとおり承認することとする。

教育長 次に、教育委員会会議の12月の開催日程について諮る。

教育長 12月18日（水）午後2時からとする。

教育長 これにて令和元年第8回教育委員会会議を閉会とする。

閉 会 午後3時19分